

# 奥州市社会福祉協議会

## 発展・強化経営計画

2021（令和3年度）－2025（令和7年度）

〔概要版〕

令和3年1月



社会福祉法人奥州市社会福祉協議会

### 1 計画策定のねらい

社会福祉法人は、法的にも社会的にも、これまで以上の経営努力と効果的かつ効率的な組織運営が求められています。そのため、奥州市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、組織、事業、財政等における現状と課題を明らかにし、さらに地域福祉を推進するための組織・基盤の強化と法人経営の適正化をねらいとし、『奥州市社会福祉協議会発展・強化経営計画（以下「本計画」という。）』を策定いたしました。

加えて、第3次奥州市地域福祉活動計画の策定も同時に進めながら、両計画の相加相乗効果もねらっています。

### 2 計画の期間

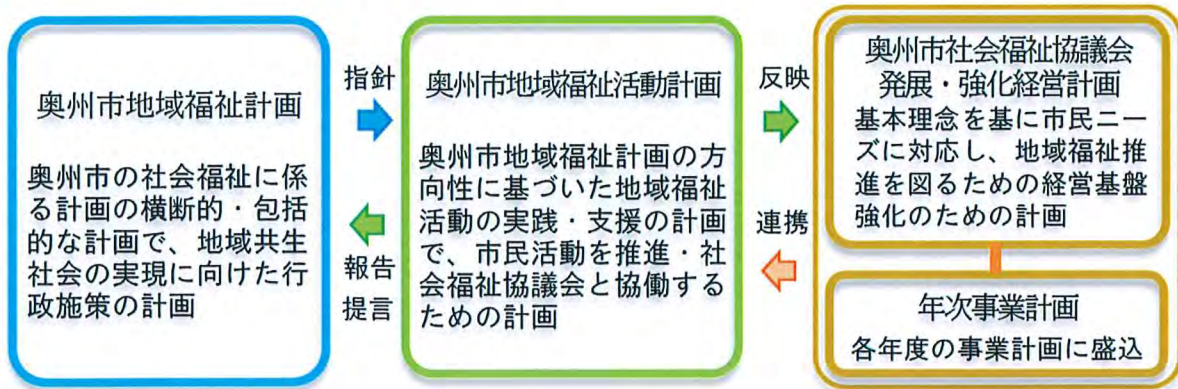
本計画は令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、本会としての経営ビジョンや進むべき方向性を明らかにしながら、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な方策を推進することをめざす組織における発展・強化を図るための可能な計画として位置づけるとともに、第3次奥州市地域福祉活動計画の実効性を担保するための経営戦略も兼ねます。

また、第3期奥州市地域福祉計画等の関連する行政施策にも反映されるように、奥州市との連携を図っていきます。

各計画のイメージは、次のとおりです。



#### 4 計画策定の目標

本計画の目標は、本会の社会的意義を明確にし、ガバナンス（法人自身による管理体制）の強化と見える化・見せる化により透明性の確保に努め、組織・機構・財政・事務・事業等の項目においてダウンサイジング（スリム化）を図りながら、財政基盤の充実と強化をめざします。併せて、職員行動規範を策定し、職員個々のスキルアップを図り、市民サービスの向上をめざします。

#### 5 計画の柱

次の項目を策定の柱とします。

- (1) 信頼ある組織・機構づくりと事業推進体制の見直し
- (2) 法人運営と職員管理・育成の強化
- (3) 効果的な事業運営と財政基盤の確立
- (4) ニーズに基づいた事業展開と評価及び支援体制の確立

#### 6 計画の方針（具体的な取り組み事項）

- (1) 信頼ある組織・機構づくりと事業推進体制の見直し

##### ① 本所と地域の拠点（重点期間\*令和3年度）

地域福祉事業充実のための拠点として、支所はこれまでどおり継続設置することとし、市民サービスの低下を招くことのないような仕組みづくりを進めます。そのため本所への事務機能の集約をすすめ、支所と住民との協働を集中的に取り組む環境を整え、オンライン・リモート等による業務利便性の確保、経費節減等の視点で事業展開を進めていきます。

##### ② 事務事業の効率性と機能性（重点期間\*令和3～4年度）

事務事業のエコ化や効率化の観点から、書類の電子化によるペーパーレス化、業務効率化のためのシステム等の活用をさらに進め、機能性を高めていきます。

##### ③ 機構の再検討（重点期間\*令和3～4年度）

本所を総務財政課・地域福祉課・生活応援課・こども福祉課・介護事業課の5課に機構を再編し、地域共生社会の実現に向け、重層的な相談機能の強化とアウトリーチの徹底をめざしていきます。

#### ④ サービスの良質化（重点期間\*令和3年度）

サービスの良質化に向けて、必要と思われる事務・事業ごとに手順書の整備と既定のマニュアルの再整備を行い、それを有効活用することから、業務の効率化と職員の定着化により組織力の強化を図ります。

### (2) 法人運営と職員管理・育成の強化

#### ① 行動指針の制定（重点期間\*令和3年度）

本会職員としての行動指針を定め、めざすべき「奥州市社会福祉協議会像」を明確にし、全職員共通の意識を持って、福祉サービスの向上に努めます。

#### ② 理事の明確化と選出区分等の検討（重点期間\*令和3～5年度）

理事の責務を明確にし、理事選出区分の見直しを行い、職員選出理事の導入、女性理事参画の仕組み、業務執行理事の役割、役員報酬見直し等について、令和3～4年度に検討を行い、必要に応じて実施します。

#### ③ 適正規模の職員配置（重点期間\*令和3～4年度）

機構と業務を見直し職員定数を定め、適正規模の効果的な事業運営を検討します。

#### ④ 人材育成策の充実（重点期間\*令和5～6年度）

職員の専門性の確保と人材育成の体系化のために、キャリアパス（職位や職務に就任するために必要な一連の業務経験又はその順序）導入の検討と専門的な知識等の習得による資質向上をめざし計画的な研修機会を設け、人材育成を推進します。

#### ⑤ 働きやすい環境づくり（重点期間\*令和4～6年度）

労務管理、ハラスメント、メンタルヘルス等の雇用対策を充実させます。

### (3) 効果的な事業運営と財政基盤の確立

#### ① 会費・ささえあい協賛金の一元化（重点期間\*令和3～7年度）

各地域で取組みの違いのある一般会費とささえあい協賛金について、一元化や協力依頼方法の整理・統一など十分な検討と説明を行い、財源規模の適正化を図ります。

#### ② 補助・受託事業の適正化と新規国庫財源の確保（重点期間\*令和3～4年度）

第三者による事業評価委員会（仮称）を設置し、本計画及び地域福祉活動計画に照らし合わせ、事業の必要性と妥当性を検証し、必要に応じて見直しの検討を行います。

#### ③ 効果的事業展開の模索（事務事業見直しの継続）（重点期間\*令和3～5年度）

これまで行った事務事業見直しの取組みを継続するため、事業評価委員会による定期的な事業評価を行います。

#### ④ 公的財源減に対応する保有財産の利活用方針の設定（重点期間\*令和3～4年度）

行財政改革の影響により維持管理が困難となる本会保有財産（施設等）については、適切な利活用方針を定め、計画的な財産運営を行います。

#### ⑤ 安定した財源確保のための取組み（重点期間\*令和4～6年度）

適切な経営計画と事業方針に基づく将来見通しを立て、積立金や福祉基金の適正な積立と資金運用の検討を行います。さらに、広告料収入、企業との共同した寄附付き商品の開発、事業への協賛出資などの新たな資金の確保方策を練り実施します。



#### (4) ニーズに基づいた事業展開と評価及び支援体制の確立

##### ① 社会資源（地域や関係機関）との連携強化（重点期間\*令和5年度）

振興会、町内会・行政区といった地域の福祉推進母体の階層ごとの関りを明確にし、地域包括ケアシステムの体制構築にむけ、福祉活動専門員による地域支援を的確に進めます。加えて、資源開発や法人連携のための充実した活動展開をめざします。

##### ② 福祉活動専門員の配置見直しと専門性の確保（重点期間\*令和3年度）

地域福祉活動に従事する職員を福祉活動専門員に任命し、住民主体による地域生活課題の解決を支援と福祉コミュニティ形成に専念する体制をつくります。サービスの良質化と効率化、専任化を図るため、支所業務の一部事務を本所に集約します。

##### ③ 3部門の事業方針の設定

###### ア 地域福祉部門の事業方針（重点期間\*令和4～5年度）

地域福祉部門の重点事業を、(ア) 地域住民や関係者の連携・協働による地域生活課題の解決や地域づくり支援、(イ) 福祉教育・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成、(ウ) 地域関係者との協働促進の3点とします。

さらに、生活応援課を新設し、今後ますます重要となる相談援助を中心とする個別支援に対応していきます。

###### イ 介護福祉部門の事業方針（重点期間\*令和3～5年度）

継続性や安定性のある事業に集中するよう、現行の事業を取捨選択し、「在宅で生活できる地域づくり」の一翼を担うことができるような介護サービスの提供と、地域福祉事業と連携のできる介護事業所の運営をめざします。

###### ウ 児童福祉部門の事業方針（重点期間\*令和3～4年度）

「子どもは社会全体で育てる」という方針のもと、適切な放課後児童クラブ指定管理事業の運営と、児童部門職員の専門性を生かして子どもを地域の中心に据えた地域福祉への取組みを行います。

また、住民同士の相互援助活動であるファミリーサポートセンター事業の柔軟な取組みから、子どもと子育て世代を地域につなげる取組みを充実します。

##### ④ 災害対応の強化（重点期間\*令和3～5年度）

地域セーフティネット会議を基礎として、要配慮者の個別計画づくりを自治組織や自主防災組織と連携して進め、地域ごとの特性に応じた有事の際の意識づくりと仕組みづくりに努めます。併せて、大規模災害発生時には、迅速に災害ボランティアセンターの上げができるようマニュアルを見直します。

## 7 計画の進行管理と評価

本計画は、PDCAのマネジメントサイクルの確立で実施し、進行管理及び評価を理事会で行います。

進捗状況や評価結果等は、おうしゅう福祉だより及び本会ホームページで公表します。

### ◆進行管理のイメージ

